

## 環境と農業

### —大震災からの復興の視点から—

國學院大学 非常勤講師 神山安雄

#### 被災地で印象深かったこと

岩手県宮古市の漁協を7月初旬に、宮城県の仙台農協とみやぎ亙理農協を9月初旬に訪ねた。東北地方の太平洋沿岸に甚大な被害をもたらした東日本大震災からの農林漁業の復旧復興について、道筋を探るためである。

環境と農林漁業に関連して、被災地で印象深いことがあった。

#### 共同漁業による復旧復興

岩手県宮古市の重茂漁協の沿岸漁業も、壊滅的な被害を受けた。船外機船など約800隻のうち、わずか10隻を残すだけ。海藻類の養殖施設も、漁協自営の定置網も、津波で流失した。重茂漁協は、4月9日の全員協議会で共同漁業による復旧復興方針を決めた。漁協が船外機船や養殖施設を取得し、漁協所有の船外機船や養殖施設を漁業者に貸し出し、漁業者は天然ワカメ・コンブやアワビ・ウニなどの採捕漁業、ワカメ・コンブの養殖漁業を共同経営で行うというものだった。

震災後初めての天然ワカメ漁が5月21日に行われた。船外機船の共同利用・共同経営のなかで、天然ワカメ漁はこれまでどおり慣行的な規範に従って行われた。採貝藻漁業は共同漁業権の行使として行われ、共同漁業権の行使は漁法・漁具の制限など慣行的な規範の下で行われる。当然のことだが、船外機船66隻を4地区ごとに割り振り1隻に3人が乗り込んだ共同作業の天然ワカメ漁も、口開け日の朝5～9時、船上から箱眼鏡で覗き、長い

撚棒の先に付けたカマで刈り取るという慣行的な漁法・漁具で行われた。地先の限られた漁業資源を、漁法・漁具を制限することで守ってきた。共同漁業による復旧復興のなかでも、自然資源を守る規範が引き継がれていることは印象深いことだ。

#### 地域復興組合の農地の除塩・復旧

もうひとつ印象深かったことは、仙台平野でのことだ。仙台市東部(若林区等)を含む仙台平野は、海岸線から内陸に6kmほど津波が押し寄せ、宮城県全体では津波による冠水・浸水被害農地面積が1.5万haにも及んだ。9月初旬でも、冠水被害農地の上の自動車・漁船や家屋の残骸など大きなガレキは片付けられたが、細かなガレキはヘドロと海砂に埋もれたままだった。その上に夏草が繁茂し、ガレキとヘドロを押しかくしている。暗澹たる風景だ。水田の上のヘドロとガレキは引きはがし、年内に処理を終えて、年明けから除塩事業にとりかかる計画だという。仙台市では排水機場4基すべて、みやぎ亙理農協管内では排水機場8基すべてが、建屋が全壊し津波をかぶり機能しなくなった。用排水路を修復し、暗渠・明渠工事をしながらの水田の除塩は容易ではない。

しかし、冠水被害農地に草の繁茂しはじめた光景をみた農業者の多くの反応は、先行きに少し明るさを見いだすものだったという。「草が生えるのなら、稲も大豆も作れるはずだ」というのだ。農業生産が自然の再生産過

程のなかで行われていることを、農業者が自らの肉体をもって実感し、体現していることの証左だろう。仙台農協でもみやぎ亘理農協でも、回復しつつある農業者の生産意欲に支えられ、農協支店ごとに地域農業復興組合が組織されて、年明けからの冠水農地の除塩事業開始に備えている。

### 環境と農業の関係について

農業は本来、環境保全的である。

農林漁業は、人間が自然の一部である土地や海区を労働の対象にして、植物・動物の生命力・成長力を利用しながら、生産を行う産業である。工業生産は、自然の一部であり生成物である鉱物資源・鉱物性燃料(化石燃料)を切り取ってきて原料とし、自然過程と完全に切り離して行うことができる。これに対して、農林漁業生産は、人間の発展した科学力をもってしても、自然過程と完全には切り離して行うことができない。また、農林漁業が、生産活動を通じて自然環境を破壊することになると、よって立つ生産力の基盤を切崩してしまうことになる。自然は有限である。農林漁業は、自然の再生産過程を利用しながら保全し、保全しながら利用してきたのである。

### 管理主体としての「むら」

農地も、薪炭林・農用林野である里山も、人間が労働の対象とし手を加えてきた2次の自然である。里山(2次林)と、水田と水辺、畑・樹園地、屋敷林などを含む集落といったモザイク状につらなる「里地里山」地域は総体として2次的自然である。人間がいったん手を加えた2次的自然は、手を加えつづけなければ環境として劣化してしまう。例えば農

地は、農地としての利用(農業生産活動)を通じて保全される。

里山の多くは入会林野であり、「むら」(村落共同体)が一定の規範をもって保全的な利用、管理をしてきた。「むら」機能は、「農」の営みが近代化されるなかで、形骸化されたとはいえ、まだその役割は残っている。

例えば山口県の水田放牧事業は、畜産農家が繁殖肉用牛を無畜の集落営農にレンタルして、移動放牧する形で推進されている。放置しておけば耕作放棄地となり環境としても劣化してしまう農地を、牛の力を借りて遊休化から防ぎ有効利用している。残された「むら」機能が集落営農を組織し、遊休農地の放牧利用を受け入れている。島根県などの例では、耕作放棄地での共同放牧が里山の放牧利用にまで広がり、共同放牧組織と都市住民グループとの交流もつくりだされている。

### 共同性の回復による復旧復興

漁業者による漁船の共同利用・共同作業・共同経営による復旧復興、農業者による地域農業復興組合の組織化は、農漁村のもつ共同性(むら機能)の回復にささえられたものだ。共同性の回復は、限りある自然の保全的利用を可能にする土台をかたちづくるものでもある。

「復興特区」の手法によって、復興の主たる手段を外部からの企業参入(資本導入)に求め、競争関係をつくりだすことで農漁業の活性化を図ろうという論調がある。しかし、農漁業者の生産意欲と農漁村の共同性の回復をつうじた農漁業の復旧がなければ、真の復興はないだろう。

(かみやま やすお)